

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県袖ヶ浦市神納2302番地1

氏 名 広域環境開発株式会社

代表取締役 唐澤 明彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和4年6月30日

許可の有効年月日 令和9年2月28日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、イ がれき類

(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理に当たっては、保管施設の維持管理及び散水を徹底することにより、廃棄物の飛散・流出の防止及び粉じんの飛散の防止をすること。

(2) 産業廃棄物の中間処理は、午前8時から午後5時までの間の8時間とし、処理施設、建屋及び囲いの維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続 く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

昭和61年 2 月 27 日 新規許可

令和 4 年 6 月 30 日 更新許可

令和 5 年 5 月 2 日 変更届 (代表者の変更)

令和 6 年 7 月 24 日 変更届 (保管施設の変更)

令和 7 年 7 月 31 日 変更届 (破碎による中間処理 (木くず) 及び圧縮による中間
処理の廃止、破碎施設 1 基及び圧縮施設 1 基の
廃止、保管施設の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)



許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可番号及び許可年月日)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理施設	破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (平成19年11月12日、 第19-1-307号)	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず 474.4 t/日 (59.3 t/時×8 時間) がれき類 474.4 t/日 (59.3 t/時×8 時間) (平成19年12月11日)	1	千葉県袖ヶ浦市 神納字山久保 2278番1、 2279番1、2280番、 2281番、2282番、 2283番、2284番、 2299番の1、 2299番の4、 2299番の5、 2301番の3、 2302番の1、 2302番の2、 2302番の3の一部、 2302番の5の一部、 2303番の1
保管施設	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類の保管施設	167m ² 239m ³	1	
		785m ² 1,931m ³	1	
	処理後のガラスくず、 コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類の 保管施設	1,276m ² 2,925m ³	1	
		40m ² 39m ³	1	
		65m ² 64m ³	1	
		63m ² 70m ³	1	
		180m ² 249m ³	1	
	金属くず保管施設	40m ² 38m ³	1	
残さ物(金属くず) 保管施設	6.8m ² 8.2m ³ (コンテナ)	1		

(以下余白)